

出版契約書

著作者

を甲とし、出版社

を乙として、

著作

《

（以下本著作物という）を發行することに関し、

左記の通り契約する。

第一条 甲は、乙に対し本著作物を 判として出版及び販売することを許諾する。

第二条 乙は、甲に対し著作権使用料として発行部数壹部ごとに左の印税を支払う。

定価の拾%に相当する金額。

第三条 前条による印税の支払は、発行の日から参拾日以内とする。

第四条 乙は、甲に対し第一刷発行の際に式拾部を贈呈する。甲は、第一刷と其の後の増冊とを通じ、五拾部までは定価の参割引きで乙から購入することができる。

第五条 甲は、検印を行わない。

ただし乙は、甲に対し本著作物の発行及び増刷のつど、責任者名による発行部数を証する書類を送付する。

第六条 乙は、本著作物の画稿を速やかに甲に返却する。乙の画稿保管中、汚染、破損、紛失のあつた場合は当該頁ごとに最高の復元技術で復元するとともに、当該頁ごとに著作者の雑誌画稿料と同額の賠償金を支払う。

第七条 甲または乙がこの契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方はこの契約を解除し、その賠償を請求することができる。

第八条 甲または乙がこの契約に定める事項について疑義を生じた場合、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にした場合は、甲乙協議の上誠意をもつて解決に当たる。

第九条 この契約の存続期間は発行後満式ヶ年とする。但し甲乙協議の上異議なき場合は、本契約書を更新することができる。

右契約を証するため同文式通を作り、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

甲

乙